

排出量取引の会計処理をめぐる課題*

Accounting for Emission Trading – Challenge in Japan

弥 永 真 生 (筑波大学 教授)

Masao Yanaga University of Tsukuba

2007年7月1日受付；2007年11月4日改訂稿受付；2007年11月20日論文受理

要 約

企業会計基準委員会実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」は、排出クレジットへの投資は原則として事業投資にあたりと解して、保有する間は取得原価で測定し、保有目的により、投資無形固定資産として減損損失を認識するか、棚卸資産として低価法の対象とすべきであるとしている。しかし、キャップ・アンド・トレードを前提としない以上、原則として、取得原価を帳簿価額とすることは合理的ではないし、現実には取引所が存在し、また、デリバティブ取引の対象となっていることから、時価を帳簿価額とすることが有用な情報を提供するという観点からは望ましいと考えられる。

Summary

In the “PITF No.15 Tentative Solution on Accounting for Emission Trades”, the Accounting Standards Board of Japan hold the view that the investment in emission credits shall be recorded at its acquisition cost, subject to impairment test (as an intangible fixed asset) or at lower of cost or market (as an inventory) because the nature of the investment is investment in business in principle. However, the view does not seem persuasive because Japanese business entities are not subject to any cap on its emission. As there are some exchanges for emission trading in the world and emission credits are underlying assets of several derivatives, the market value of emission credits might be relevant for the user of financial statements.

1. 問題の所在

京都議定書の発効を背景として、わが国の企業が、自主的な行動計画として設定した数値目標や将来何らかの義務が課された際の数値目標を達成するための補完的手段として、または、第三者に転売することを意図して、京都議定書で定められたクレジット（排出クレジット）¹⁾を獲得する取引（排出量取引）の当事者になることが観察されることをうけて、企業会計基準委員会「実務対応報告第15号 排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」（平成16年11月30日。平成18年7月14日改正）が公表されている。実務対応報告第15号は、諸外国の一部で導入されているような企業ごとに排出量削減義務が課された場合の会計処理

を取り扱っていないものの、事業投資としての排出クレジットを、専ら第三者に販売する目的で取得する場合及び将来の自社使用を見込んで取得する場合について、他者から購入するとき及び出資を通じて取得するときの会計処理を示している。

すなわち、まず、専ら第三者に販売する目的で他者から購入する場合には通常の商品等の購入と同様、棚卸資産として会計処理するものとし、出資を通じて取得する場合にはその出資を金融商品会計基準に従って会計処理し、分配された排出クレジットは棚卸資産として処理するものとする。他方、将来の自社使用を見込んで他者から購入する場合には、無形固定資産または投資その他の資産の購入として会計処理するものとし、減価償却は行わないが、減損会計の対象とする。そして、

*連絡住所 弥永真生 〒112-0012 文京区大塚3-29-1 筑波大学大学院ビジネス科学研究科

自社の排出量削減に充てられたときなどには消滅を認識し費用として計上する。また、将来の自社使用を見込んで出資を通じて取得する場合にはその出資を金融商品会計基準に従って会計処理し、分配された排出クレジットは無形固定資産または投資その他の資産の購入として会計処理するものとし、減価償却は行わないが、減損会計の対象とする。そして、自社の排出量削減に充てられたときなどには消滅を認識し費用として計上するものとされている。

ところが、2.において概観するように、国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)が公表したIFRIC解釈指針第3号「排出権」(2004年12月2日)は撤回され、また、少なからぬヨーロッパ連合(EU)の構成国(以下、EU諸国という)における排出量取引をめぐる会計基準は、実務対応報告第15号とは異なる会計処理を指示している。そこで、本稿は、諸外国における排出量取引に関する会計基準を概観し、実務対応報告第15号の問題点を明らかにしようとするものである。

2. IFRIC解釈指針第3号「排出権」

2.1 IFRIC解釈指針第3号「排出権」の内容

2005年からキャップ・アンド・トレード市場が開設され、取引が活発に行なわれることが予想されたため、早急に指針を示すという観点から、現行の国際財務報告基準(IFRS)の枠組みを前提とした解釈を示すものとして、国際会計基準審議会(IASB)は、2004年12月に、IFRIC解釈指針第3号「排出権」を承認し、IFRIC解釈指針第3号は2005年3月1日に発効した。

IFRIC解釈指針第3号では、排出枠(allowance)は国際会計基準(IAS)第38号「無形資産」に従って財務諸表において認識すべき無形資産であるとされ、排出枠は公正価値で当初認識しなければ

ならないため、政府(またはその機関)により参加者に公正価値より低い金額(無償を含む)で付与された場合には、支払額と公正価値との差額は、国際会計基準第20号「政府補助金及び政府補助の開示」に従って会計処理しなければならないとされていた。もっとも、国際会計基準第38号は報告主体は無形資産の種類(class)ごとに、原価モデルと再評価モデルのいずれかを選択することができるとしている(パラグラフ72)。ここで、原則的処理である原価モデルとは、当初認識後は、取得原価から減価償却費及び減損損失を控除した額で無形資産を計上するというものであり(パラグラフ74)、再評価モデルとは公正価値が活発な市場を参照して決定できる場合にのみ認められるものであり、公正価値に基づいた再評価額から減価償却費及び減損損失を控除した額で無形資産を計上するというものである(パラグラフ75)。

また、参加者が温暖化ガスを排出した場合には、国際会計基準第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」に従って、排出枠を引き渡さなければならない義務に対して引当金を認識しなければならない。その引当金は、通常、決済に要する排出枠の市場価値で測定されるものとされていた。

2.2 EUの反応

欧州財務報告アドバイザー・グループ(EFRAG)は、IFRIC解釈指針第3号の内容について懸念を表明し、「真実かつ公正な概観の原則」に反すること、及び、「経済的意思決定を行い、また、経営陣のステewardシップを評価するために必要な財務情報に要求される理解可能性、有用性、信頼性及び比較可能性」の規準をみださないことを理由として、IFRIC解釈指針第3号をEUは承認しないようにとの勧告(EFRAG(2005))を2005年5月6日に行った。また、これらとは別に、欧州委員会は、IASBに対して

IFRIC 解釈指針第 3 号の発効日を延期するように要請をしていた。

EFRAGなどが懸念を表明したのは、主として、2つのミスマッチが存在することに関してであった。

すなわち、第 1 に、政府等から付与される排出権（資産）を国際会計基準第 38 号の原価モデルに従って取得原価で測定する場合にも、排出権を引渡さなければならない義務（負債）は国際会計基準第 37 号に従って現在価値で測定しなければならないため、資産と負債の間に「測定のミスマッチ」が存在する。

第 2 に、国際会計基準第 38 号の再評価モデルに従う場合であっても、排出権（資産）は当初認識以後再評価額で測定されるが、再評価による変動額は、資本の部で直接認識することが求められている。他方、排出権を引渡さなければならない義務（負債）は国際会計基準第 37 号に従って現在価値で測定され、その変動は、損益計算書で認識されるから、資産の価値の変動と負債の価値の変動が認識される場所が、資本の部と損益計算書とに分かれてしまうという「報告のミスマッチ」が存在することになる。

さらに、排出権（資産）は政府等から付与された時点で全額が認識されるが、排出権を引渡さなければならない義務（負債）は、その義務の発生と共に事業年度にわたって認識される。ところが、排出権（資産）を政府等から付与されたことによって生じる政府補助金は、国際会計基準第 20 号「政府補助金」に従って存続期間にわたって償却されるが、この償却額が排出権を引渡さなければならない義務（負債）が事業年度にわたって認識される金額と一致するとは限らないという認識「タイミングのミスマッチ」も生じる可能性がある」と指摘されていた。とりわけ、国際会計基準審議会において進行中の国際会計基準第 20 号の見

直しにあたっては、条件の課されていない（無条件）政府補助金はその受領時に損益として認識する方向で検討が行われており、このような改訂がなされると、政府等からの排出権の付与が無条件政府補助金に該当する場合には、排出権の付与による利益の認識時点と排出権を引渡さなければならない負債の認識時点との間にミスマッチが生じることになる。

2.3 国際会計基準審議会の対応

このような EU の反応をうけて、国際会計基準審議会第 47 回会議（2005 年 6 月 22 日及び 23 日）では、IFRIC 解釈指針第 3 号を廃止し、国際会計基準第 38 号または国際会計基準第 39 号「金融商品：認識及び測定」を改訂して、排出権に関する新たな取扱いを検討することが決定された。

すなわち、国際会計基準審議会としては、IFRIC 解釈指針第 3 号が現行の国際財務報告基準の解釈としては妥当であるとしつつも、キャプ・アンド・トレード市場が当初予想されたよりもゆっくりとしたペースで整備されつつあり、また、EFRAG などから懸念が表明されていることもあり、排出権取引の実態をより適切に会計処理するため、国際会計基準第 38 号や国際会計基準第 39 号の改訂を前提とした検討をすべきであるという結論に達し、IFRIC 解釈指針第 3 号を直ちに廃止することとした（IASB（2005a）（2005b））。

これは、一面では国際会計基準審議会が一種の政治的判断を行ったと評価することもできるが、他方で、無形資産に関する国際会計基準第 38 号の改訂が必要であるという認識があったことに加え、排出権取引には一投機取引がなされうる点、排出権を原資産とするデリバティブ取引が存在する点及び市場の整備が進みつつある点などに鑑みると—金融商品の取引と共通する部分がありうるという認識が国際会計基準審議会にもあったので

はないかとも推測される。

2.4 IFRIC 解釈指針第3号の撤回に対するEUの反応

IFRIC 解釈指針第3号の撤回をうけて、会計規制委員会(ARC)は、2005年7月の会議において、排出量取引の会計に特に適用される解釈は存在しないことを確認した(ARC(2005:2))。その結果、EUにおいては、2004年12月29日委員会規則第2238/2004号によって受け入れられた国際会計基準第8号「会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬」のパラグラフ10から12に従って会計処理すべきこととなり、IFRIC 解釈指針第3号によることも、それ以外の受け入れられた国際会計基準に従った会計処理も許されるということとなった。

すなわち、国際会計基準第8号によれば、当該取引等に特に適用される基準も解釈指針も存在しない場合には、有用で信頼性を有する情報をもたらすような会計方針を開発し適用することが経営者には求められ(パラグラフ10)、その際には、経営者は、類似し関連する争点を取り扱ったIASBの基準及び解釈指針に含まれる要求事項とガイダンス、及びフレームワークにおける資産、負債、収益及び費用の定義、認識基準及び測定概念の順で参照し、その適用可能性を検討しなければならない(パラグラフ11)。また、経営者はパラグラフ11に掲げられた源泉と矛盾しない限りにおいて、会計基準の開発のために類似した概念フレームワークを用いている他の基準設定主体の最近の公表物、他の会計文献及び受け入れられた当該産業の実務を考慮に入れることができる(パラグラフ12)。

そして、国際会計基準第38号では、無形資産とは、財・サービスの生産もしくは供給に使用するため、第三者への貸与または管理目的のために保

有される物的実体を有さない識別可能な非貨幣性資産であると定義されている。したがって、排出枠は国際会計基準第38号にいう無形資産に該当すると考えられるところ、無形資産については、資産に帰属させることができる将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつ、資産の原価を、信頼できる数値をもって測定できる場合は資産として認識しなければならないとされている。そして、排出枠は、売却可能性を有しているから、資産に帰属させることができる将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高いという要件をみたしていると考えられるし、排出枠の取得に係る費用を、その原価とみることができるので、排出枠の原価は信頼性をもって測定することができるため、排出枠を資産として認識することが要求されることになる。

他方、国際会計基準第39号では、金融資産とは、現金、他の企業から現金あるいはその他の金融資産を受け取る契約上の権利、金融商品を潜在的に有利な条件で他の企業と交換できる契約上の権利、または他の企業の持分金融商品であると定義されているので、排出枠はこれらに該当しないと解される。

なお、Deloitte(2007:3)は、IFRSの下では、(1) IFRIC 解釈指針第3号に従う、(2) 排出枠を公正価値で当初認識し、政府補助金もIFRIC 解釈指針第3号に従って認識するが、引当金については、十分な排出枠を有しているときは排出枠の帳簿価額に基づいて、十分な排出枠を有していないときは不足分を埋めるために必要な排出枠の市場価値によって認識し、スキームの下で義務を履行できなかつた場合に課されるペナルティーを認識する、及び、(3) 排出枠が無償で付与された場合には当初認識は行わず、温暖化ガスの排出の結果生ずる負債と付与された排出枠とを相殺し、排出枠が不足した時に初めてその義務を履行するた

めに生ずる必要の最善見積もり（不足を埋めるために必要な排出枠の現在の市場価値）によって引当金を認識するという方法があると指摘している。

3. EU諸国の状況

2. でみたように、IFRIC 解釈指針第 3 号が撤回されたため、EU 諸国における排出枠を巡る会計処理は必ずしも統一されていないが²⁾、たとえば、オランダ（草案）は IFRIC 解釈指針第 3 号とは異なるものの、排出枠を無形資産として認識すべきものとし、原価モデルと再評価モデルとの選択を認めている。オランダ以外においても、IFRIC 解釈指針第 3 号と同様、第 1 に、無形資産として認識することを要求している国が多数を占めており（ベルギー（会計基準 p.7）³⁾、フランス（会計基準 1.1.1）、ポルトガル（会計基準 III, 1.）、スペイン（会計基準 norma Tercera, 2.）、棚卸資産として分類することを求めている国としてはドイツ（会計基準 Tz. (5)）⁴⁾と（法制及び会計の面でドイツの影響を伝統的に強く受けてきた）オーストリア（ディスカッション・ペーパー 5.1 参照）が存在するにとどまっている。ドイツにおいては、自家創設の無形固定資産の認識が認められないなど（商法典 248 条 2 項）、無形資産の認識には消極的であることが排出枠を棚卸資産として認識している背景にはあるのではないかと推測されるとともに、キャップ・アンド・トレードを前提としているため、排出枠には企業がその事業目的を達成するために保有するという特質が認められ、これが排出枠を棚卸資産として性質づける基礎となっている⁵⁾。他方、イギリス（草案）は、継続的に使用するために保有する場合を除き、流動資産に属する投資資産として処理することを要求していた（パラグラフ 6）。このことから、無

形資産として認識するにせよ、棚卸資産として認識するにせよ、それは、キャップ・アンド・トレードを前提として、事業目的のために排出枠を保有するという位置づけが与えられているからであると評価できよう。

また、調査対象としたすべての国において、無償または低廉取得の場合には、当初認識にあたっては公正価値で行うべきこととしており、再評価モデル⁶⁾によった場合を除くと⁷⁾、市場における取得の場合には取得原価で測定することとされている。

さらに、オランダ（草案）及びイギリス（草案）の下で再評価モデルによった場合を除くと、排出枠の再評価はなされないが、減損の認識を要求する国（たとえば、ポルトガル（会計基準 II, 5; Plano Oficial de Contabilidade, 5.4.4）、スペイン（会計基準 norma Séptima））が少なくない⁸⁾。なお、原価モデルは、企業に排出量削減義務が課されていることを前提として採用されていることには留意する必要がある⁹⁾。

このような EU 諸国の会計基準（または草案）の動向に照らせば、まず、日本のように、キャップ・アンド・トレードが導入されておらず、しかも、無形資産の認識について厳格な規準が明示的には採用されていない国において、排出権を棚卸資産と位置づけることは必ずしも自然とはいえないのではないかと考えられる¹⁰⁾。

たしかに、かりに棚卸資産と位置づけた場合には低価法により、無形固定資産と位置づけた場合には減損を認識するという実務対応報告第 15 号のアプローチは、表面的にみれば、EU 諸国における現在の会計基準（及び草案）とは同一の方向性を有すると評価することができるようにも思われる。しかし、EU 諸国において、原価モデルの採用が認められている背景には、キャップ・アンド・トレードが導入されていることを踏まえるな

らば、キャップ・アンド・トレードが導入されていない日本において、排出権は事業用資産ではあるとは評価できない場合が想定され、そうであれば、日本においても、多くのEU諸国のように、再測定を行わないことが企業の財政状態及び経営成績を示すことにつながるとは言えない可能性がある。

4. 国際的な会計基準からみた実務対応報告第15号の位置づけとその問題点

4.1 国際的な会計基準からみた実務対応報告第15号の位置づけ

実務対応報告第15号は、IFRIC解釈指針第3号とは若干異なる定めを置いているが、これは、わが国ではキャップ・アンド・トレードが前提とされていないためであると考えられ、国際会計基準第37号及び第38号との整合性を欠くものではないと考えられる。しかも、排出権に関する、いくつかのEU諸国の会計基準との共通点を有する。

しかし、キャップ・アンド・トレードを前提としていることから、排出権を棚卸資産と位置づけている国がEU諸国には存在するのであり、キャップ・アンド・トレードを前提とせずに、棚卸資産として排出権を位置づけることを認める実務対応報告第15号は、国際会計基準第2号「棚卸資産」とはやや異なる立場をとるものと解される。

そして、日本において、かりに、将来、企業について排出枠を引き渡す義務が課されることとなった場合には、その義務は引き渡すべき時における排出枠の公正価値で評価されるべきであると考えられるところ、実務対応報告第15号は公正価値評価を定めていないため、実務対応報告第15号の下ではEFRAGなどが懸念した資産と負債との間の「測定のみスマッチ」が生じうる。他方、現在

のところ、実務対応報告第15号は公正価値評価を定めていないため「報告のみスマッチ」は生じないし、認識「タイミングのみスマッチ」もいわゆる圧縮記帳が認められるのであれば生じないと考えられる。

4.2 排出クレジットの会計上の性格

実務対応報告第15号の1(2)は、排出クレジットの性格¹¹⁾は、所有権の対象となる有体物ではなく、法定された無体財産権ではないこと、他方、取得及び売却した場合には有償で取引されることから、排出クレジットは財産的価値を有していることから、「会計上は無形固定資産に近い性格を有していると考えられる」と述べている。

たしかに、有体物ではないが、有体物でないという一事をもって、無形固定資産に近いという位置づけを与えることは短絡的であると考えられる。

第1に、「のれん、特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、入漁権、ソフトウェアその他これらに準ずる資産は、無形固定資産に属するものとする」と定められており（財務諸表等規則27条¹²⁾、営業の用に継続的に供する資産という性格を無形固定資産は有するものと解される¹³⁾。しかし、少なくとも、現在のわが国においては、企業の排出枠は定められておらず、排出枠を超えて排出を行った場合についてのサンクションは定められていないため、排出クレジットを取得したからといって、自社の排出枠を拡大するために用いることを想定することは必ずしも合理的ではない。したがって、実務対応報告第15号の2(2)も述べるように、「排出量削減義務が課されていない状況では、第三者へ売却する可能性に着目し、それを資産として計上することが妥当である」とすれば、営業の用に供する資産という性格は希薄であるということがで

きよう。

第2に、有体物でないものであっても、債権は無形固定資産にはあたらないのであり、排出クレジットが債権類似のものとみることができるとすれば、無形固定資産に準ずるものであると位置づけることには問題がある。債権には、相手方に不作為を求める権利も含まれており、温暖化ガスの排出を妨げられない、温暖化ガスの排出によって不利益を課されないという意味合いを排出クレジットが有するのであるとすれば、債権に近い性格を有するという見方も可能かもしれない。

第3に、4.4で詳論するが、なによりも、無形「固定資産」に近いという位置づけがなされる根拠が不明である。「企業会計原則注解」（注16）《流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について》では、「企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、その加工若しくは売却を予定していない財貨は、固定資産に属するものとする。」とされているところ、排出量削減義務が課されていない企業にとっては、排出クレジットを「売却を予定していない財貨」にあたと解することは不自然だからである。

もっとも、実務対応報告第15号は、後述するように、専ら第三者に販売する目的で排出クレジットを取得する場合には棚卸資産としての会計処理を指示し、自社で利用する予定の場合にも「投資その他の資産」として会計処理することを許容しており、「無形固定資産に近い性格を有していると考えられる」という総論部分はほとんど意味を持っていないのかもしれない。

4.3 事業投資とみることの問題点

実務対応報告第15号は、企業の投資は、一般に金融投資と事業投資に大別されるという前提¹⁴⁾に立った上で、「排出クレジットに関わる投資については、現状では活発に取引がなされる市場が

整備されているとは言い難い……ため、時価の変動により利益を得ることを目的としても金融投資には該当せず、むしろ、企業自らが買い手を見つけ、価格交渉のうえで排出クレジットを引き渡すことによって利益が得られる事業投資に該当するものとして本実務対応報告では取り扱う」としている。

ところで、金融投資とは、売買目的有価証券のように時価の変動により利益を得ることを目的とするものであり、売却することについて事業遂行上の制約がないものである。たしかに、排出クレジットを時価の変動により利益を得ることを目的として取得しない企業もあろうが、わが国においては、各企業に排出量削減義務を課したり、また排出枠を割り当てたりしていないのであって、排出クレジットを売却することについて事業遂行上の制約があるとはいえない。

他方、事業投資とは、売却することについて事業遂行上の制約があり、また、事前に期待される成果が時価の変動よりもその後を生ずる資金の獲得であり、典型的には棚卸資産や製造設備がこれにあたと考えられている。棚卸資産や製造設備などは事業活動を通じた資金の獲得を期待しているためである。排出クレジットの取得は、事業活動を通じた資金の獲得を期待して行われるものではないし、少なくとも現段階では、売却することについて事業遂行上の制約はないと考えられることから、排出クレジットの取得が事業投資にあたるものと解することには無理があるのではないかと思われる（上述3.7で紹介したイギリス（草案）の立場も参照¹⁵⁾）。

そして、活発な取引がなされる市場が十分に整備されていることが金融投資に該当するための不可欠な要件であるとかかりに解しても、一応の市場が存在する以上、製造設備はいうまでもなく、棚卸資産（金融商品を除く）と排出クレジットとの

間の共通点は少なく、排出クレジットの取得を事業投資とみることに説得力が乏しいと思われる(すなわち、金融投資と事業投資という二分法に問題があるということになろう)。なぜなら、排出クレジットは、金融商品ではない棚卸資産とは異なり、かなり定型化されており、代替性、均質性を有する点で、市場における取引に適した資産であり、また、広告宣伝や販売努力をすることによって売却することができるというタイプの資産ではなく、価格と数量に注目して売買が成立するという面が多い¹⁶⁾という重要な相違点が認められるからである。

以上に加えて、排出クレジットについて活発な市場が存在しないという前提事実の認識についても疑問が残らないわけではない。ヨーロッパにおいては、相当な取引が行われている市場が存在し¹⁷⁾、また、日本においても、金融商品取引法の下では、金融商品取引業者は排出枠に係る取引を行うことができるとされ、金融商品に近い位置づけが与えられることになっている¹⁸⁾。

しかも、排出クレジットを原資産とするデリバティブ取引が行われるとすると、そのデリバティブ取引に係る正味の債権及び債務は、「金融商品に関する会計基準」の下では時価で評価することが原則となると考えられる¹⁹⁾。この場合に、排出クレジット本体は時価評価しないということになるとミスマッチが生ずる可能性も生ずるのであり、排出クレジットに係るデリバティブ取引がなされるような場合には、実務対応報告第15号の1(2)は、排出クレジットについても市場価格が観念できると解して、時価による測定を認めているのであるから、会計処理の首尾一貫性を確保するという観点からは、排出クレジットについては時価による測定が原則とされるべきではないかと思われる。

4.4 実務対応報告第15号が指示する会計処理の問題点

実務対応報告第15号は、排出クレジットを、専ら第三者に販売する目的で取得する場合と、将来の自社使用を見込んで取得する場合との二つに分け、それぞれについて、他者から購入するときと出資を通じて取得するときの会計処理を示している。

4.4.1 専ら第三者に販売する目的で排出クレジットを取得する場合の会計処理

実務対応報告第15号の3(1)は、他者から購入するときには、「通常の商品等の購入と同様の会計処理を行う。したがって、将来の一定時点で排出クレジットを購入することとした契約を締結した段階では取引を認識せず、引渡しを受けた段階で取引を認識する。引渡しを受けた排出クレジットについては、取得原価により棚卸資産として処理し、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。」としている。

たしかに、排出クレジットについて市場価格があると評価できない場合には、棚卸資産として、「企業会計基準第9号 棚卸資産の評価に関する会計基準」に従って処理することに合理性が認められようが、上述したように、排出クレジットをいわば商品として取得する企業は多くないのではないかと思われるのみならず、排出クレジットにつき市場価格がないとは評価しにくい状況にある。したがって、このような実務指針の考え方には必ずしも説得力がないのではないかと思われる。すなわち、「金融商品に関する会計基準」によれば、市場価格とは「市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場」をいい、「市場には公設の取引所及びこれに類する市場の他、随時、売買・換金等を行うことができる

取引システム等が含まれる」のであるから、排出クレジットにつき、一般的に、「市場価格」がないと解することには疑問が残るし、ましてや「時価を把握することが著しく困難と認められる」ことはさらに少ないであろう。

また、将来の一定時点で「排出クレジットを購入することとした契約を締結した段階では取引を認識」しないとしている点についても、購入契約の締結において、購入の対価額が定められている場合には、購入者が排出クレジットの時価の変動のリスクを負担するものであり、少なくとも、専ら第三者に販売する目的で取得する場合には、取引を認識するか、少なくとも、契約後においては時価の変動に応じて、排出クレジット取引損失引当金のような引当金の設定が求められると解すべきであろう。

なお、実務対応報告第15号の2(1)は、「今後、排出クレジットの活発な取引市場が整備され、……トレーディング目的で保有する棚卸資産として、市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額（評価差額）は当期の損益として処理することとなる（企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」第15項参照）」とし²⁰⁾、市場価格があると認められる場合には、結果的には、売買目的有価証券と同様の会計処理をすることを示唆しているが、排出クレジットが当該企業にとって棚卸資産としての性質²¹⁾を有するような企業は少ないのではないかと思われ、棚卸資産と擬制して、排出クレジットの会計処理を考えることは必ずしも妥当ではないように思われる。

他方、実務対応報告第15号の3(2)は、プロジェクトを実施している会社等への出資を行い、排出クレジットを当初からその投資の目的として取得すること、または出資に付随して取得する場合には、「当該出資は、個別財務諸表上、金融商品

会計基準に従って会計処理する」とし、排出クレジットが分配された場合は、株主が現金以外の財産の分配（現物の分配）を受けた場合と同様であると考えられるため、「当初から排出クレジットでの分配を期待して出資している中で、排出クレジットの分配が行われた場合には、これまで保有していた出資の帳簿価額のうち実質的に引き換えられたものとみなされる額について、投資元本の帳簿価額から減額し、同額を分配された排出クレジットの取得原価として計上する」、「出資後に生じた利益の分配など、投資が継続しているとみなされる中で当該投資の成果として排出クレジットの分配が行われた場合には、分配された排出クレジットの時価をもって収益として計上する」ことが適当であるとしている。

そのうえで、「分配された排出クレジットについて、専ら第三者に販売する目的で取得する場合には棚卸資産として処理し、期末における正味売却価額が、当該取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。」とする。

取得原価の測定については、「企業会計基準第7号 事業分離等に関する会計基準」の52項及び144項との整合性という観点から問題はないと思われるが、分配された排出クレジットの当初認識後の測定については、他者から購入するときと同様の問題点があるように思われる。

4.4.2 将来の自社使用を見込んで排出クレジットを取得する場合の会計処理

実務対応報告第15号の4(1)は、将来の自社使用を見込んで排出クレジットを他者から購入する場合には、「無形固定資産」又は「投資その他の資産」の購入として会計処理を行う」とし、「取得した排出クレジットは、時間の経過による減価がないこと、及び陳腐化がないと考えられること

から、減価償却は行われませんが、「固定資産の減損に係る会計基準」の対象となる。」とする。

しかし、第1に、現在のところ、各個企業には排出量削減義務が課されておらず、そのような状況の下で、排出クレジットを営業の用に供するものととらえて無形固定資産とみることが適当とは思われない(上記4.2参照)。また、「投資その他の資産」として、固定資産にあたる論拠も明らかではない。

第2に、第1点と関連するが、排出量削減義務が課されていない以上、排出クレジットを(事実上)使用するかどうかは企業の任意に任されることになり、排出クレジットの取得原価を合理的に期間配分するための指標も存在しないし、実務対応報告第15号自体も述べるように減価償却の対象ともならないので、固定資産とすることは、いわば、損益操作の道具を与えることになるだけなのではないかという懸念を生じさせる。

第3に、実務対応報告第15号では、「固定資産の減損に係る会計基準」の「適用に際しては、第三者への売却可能性に基づく財産的価値を有していることに着目して資産計上されているため、他の資産とのグルーピングは適当でないと考えられる(企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第8項参照)」(圏点一筆者)との指摘がなされている。このことは、結局、現在の法制の下では、会計上、排出クレジットは、基本的には売却目的で保有しているものとして取り扱い、実際に、資産として計上された排出クレジットが、自社の排出量削減に充てられた(具体的には、排出クレジットを国別登録簿(割当量口座簿)の政府保有口座へ償却を目的として移転した)時あるいは第三者に売却する可能性を消滅させた時に、排出クレジットの帳簿価額を費用として計上すれば足りることを論理的には導くのではないかと考えられる。

第4に、このように自社使用が確実でない場合に、排出クレジットの時価の(著しくない)下落を無視できるとすることは、金融資産や棚卸資産の評価との均衡を欠くし、利用せずに、最終的には第三者に売却することになるような資産について、時価の下落を反映しないことを許容することは、投資者に対して的確な財務情報を提供するという観点からも、企業における取引内容の十分な把握とリスク管理の徹底及び財務活動の成果の的確な把握のためにも適当ではない。したがって、排出クレジットは「固定資産の減損に係る会計基準」に従って減損損失を認識すれば足りるというような種類の資産とは考えられない。

第5に、排出クレジットについて「固定資産の減損に係る会計基準」を適用することが適当かという問題がある。まず、「固定資産の減損に係る会計基準」においては、「固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理である。」と定義されているが、「帳簿価額の回収が見込めない場合であっても、過年度の回収額を考慮すれば投資期間全体を通じて投資額の回収が見込める場合もあり、また、過年度の減価償却などを修正したときには、修正後の帳簿価額の回収が見込める場合もあり得る」とされていることから明らかなように、本来、「固定資産の減損に係る会計基準」は当該固定資産を使用することによって投資額の全部または一部を回収するという特徴を有する固定資産の減損に関する基準であり、排出クレジットのように売却によって投資額を回収することになる蓋然性が高い資産についての基準ではないと考えられる。

そして、排出クレジットについては、「固定資産の減損に係る会計基準」及び企業会計基準適用

指針第6号が示す減損の兆候の多くは妥当しないし、そもそも、毎期、減損損失の認識を行うか否かを判定させても、排出クレジットからのキャッシュ・フローとして現実的なものは売却によるものであるとすれば（排出量削減義務が課されていない以上、使用価値を観念することは適当ではない）、実務上、過大な負担とはいえない。同様に、減損損失を認識すべきか否かの判定にあたって、割引前将来キャッシュ・フローの合計額を用いることを正当化できるような理論的根拠もないように思われる。

5. おわりに

5.1 現在の情報ニーズ—排出量削減義務が課されていない場合

ここまで検討してきたように、わが国においては、排出量削減義務が課されていない以上、事業活動における使用によるキャッシュ・フローは通常想定できない。したがって、排出クレジットは原則として棚卸資産または無形固定資産にはあたらず、投資目的の資産として、流動資産または投資その他の資産に該当するものと考えられる²²⁾。

排出クレジットが、このように、使用によるキャッシュ・フローが想定されない資産であるとすると、もし、市場が存在するのであれば、時価が情報利用者にとって有用な情報であると考えられ、取得原価で測定し、減損損失を認識するというアプローチでは企業の財政状態を適正に示すためには不十分であるように思われる。また、排出量削減義務が課されていないことから、処分について事業上の制約はなく、自由に処分できることから、取得原価で測定するというアプローチによると、利益操作などが容易になり、企業の経営成績を適正に示すという点からも問題がある。

すなわち、企業会計審議会「金融商品に係る会

計基準の設定に関する意見書」（1999年1月22日）が「実質的に価格変動リスクを認める必要のない場合や直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上等の制約がある場合」を除き、金融商品について「投資情報としても、企業の財務認識としても、……これを時価評価し適切に財務諸表に反映することが必要であると考えられる」という認識を示していたが、このような論理からは、金融商品であるか否かが時価評価が適切か否かを分けるのではなく、ある資産につき価格変動リスクが存在すること、その換価に事業遂行上の制約がないこと、及び時価による自由な換金・決済等が可能であることという特性を有しているのであれば、そのような資産については時価評価が適切でありうるといえるのではないかと思われる²³⁾。もっとも、投資を通じて排出クレジットを取得するような場合には、プロジェクトが完成するまでは換価に事業遂行上の制約があるといえ、請負工事など同様の会計処理が妥当するとも考えられる。

企業が自主的に排出クレジットを国別登録簿（割当量口座簿）の政府保有口座へ償却を目的として移転するという可能性はあるが、その場合には移転した時点あるいは移転する約束等を撤回できない時点での帳簿価額で販売費及び一般管理費（一種の広告費あるいはCSRのための費用）を認識すれば足りるのであって、それ以前には、やはり、処分によってキャッシュ・フローを得ることができる以上、時価が有用な情報であると考えるのが自然なのではないかと思われる。

また、将来において、企業に排出量削減義務が課されるようになり、かつ、保有している排出クレジットをそのために用いることを決定した場合にも、その時点での帳簿価額で無形固定資産等に振り替えれば十分であると考えられる。

したがって、排出量削減義務が課されていない段階では、排出クレジットは、それを売却するこ

とができる市場が存在しているのであれば、時価で評価することが適当であると考えられる。他方、例外的に、市場が存在しないと考えられる場合には、利用も売却もできないのであるから、研究開発費と同様²⁴⁾、排出クレジットは原則として資産計上すべきではなく、費用処理すべきであるとの考え方もあり得ようし、市場価格がなくとも、時価を把握することがきわめて困難である場合を除き、時価で評価することが有用な情報を提供すると考える余地もある²⁵⁾。

5.2 将来の展望—排出量削減義務が課されるようになった場合

5.2.1 排出クレジットの資産区分

将来、わが国において、各個企業に排出量削減義務が課されるようになった場合には、排出クレジットは企業の事業活動にとって不可欠なものとしてとらえられる。すなわち、事業活動を行ううえで規制対象ガスの排出が不可避である以上、貯蔵品などと同様、事業会社にとって、棚卸資産の性質を有すると解すべき場合が生じると考えられる。もっとも、ある排出クレジットがたとえば5年間の間に用いられることが予想されることもあり、そうであるとすれば、1年以内に用いられると予想される部分は棚卸資産、1年以内に用いられるとは予想されない場合には無形固定資産と分類することが適当であると思われる。

他方、自己の排出する規制対象ガスに対応するために取得したのではない排出クレジットは、広告宣伝のために用いるのであれ、処分によって利益を上げることを目的として取得したものであれ、流動資産に属するものとするのが穏当であろう。転売等を業とする企業にとってはなおさらである²⁶⁾。

もっとも、投資を通じて排出クレジットを取得するような場合には、プロジェクトが完成するま

では建設仮勘定に近い性質を有するとも考えられる。

5.2.2 排出クレジットの評価

各個企業に排出量削減義務が課されるようになった場合には、何らかの形で、排出枠が各個企業に与えられるであろうが、その場合には、実務対応報告第15号が指示する会計処理方法によるのでは（もちろん、実務対応報告第15号はキャップ・アンド・トレードを想定していないのであるが）、おそらく、IFRIC解釈指針第3号と同じ問題がわが国でも生ずることになる。

なぜなら、これまでの伝統的な考え方に従えば、排出クレジットを取得原価（取得時の公正価値）で測定することになるが（「企業会計原則」第三、五F）、排出枠を引渡さなければならない義務（負債）は時価で測定しなければならないと考えられるため、資産と負債の間に「測定のミスマッチ」が生ずることになるからである。また、条件の課されていない（無条件）政府補助金はその受領時に損益として認識することが適当であるとすれば、政府等からの排出枠の付与が無条件政府補助金に該当する場合には、排出枠の付与による利益の認識時点と排出枠を引渡さなければならない負債の認識時点との間にミスマッチが生ずることになる。

資産と負債の間の「測定のミスマッチ」を回避するためには、双方を取得原価ベースで評価するか、時価ベースで評価する必要がある。ところが、負債を過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄または引き渡す義務、またはその同等物をいうと定義すると²⁷⁾、負債の帳簿価額は企業から流出が予想される経済的資源の大きさによって規定されるべきことになり、したがって、資産と負債の間の「測定のミスマッチ」を回避するためには、資産として

の排出クレジットも時価で測定されるのが適当であることになろう。たしかに、棚卸資産であると分類する場合には、低価法によって評価するのが他の棚卸資産の評価と整合的である。しかし、棚卸資産として分類される排出クレジットは排出枠の引渡し債務の履行のために用いられるか、その転売を目的として保有するものであり、前者の場合にはいわばヘッジ目的で排出クレジットを保有することと共通する面が認められるから時価ヘッジ会計を行っているとし、後者の場合にはトレーディング目的保有棚卸資産にあたることを考えることが可能であろう。

もっとも、投資を通じて排出クレジットを取得するような場合には、プロジェクトが完成するまでは換価に事業遂行上の制約があるといえ、建設仮勘定など同様の会計処理が妥当するとも考えられる。

他方、無条件政府補助金と評価されるような場合が現実に生ずるとすると、認識「タイミングのミスマッチ」については、政府補助金の会計処理としてどのような会計処理が適当であるかということも考察しなければならないが、この点については今後の検討課題としたい。

《注》

- 1) IFRIC 解釈指針第 3 号や EU 諸国の会計基準（または草案等）では、排出割当量あるいは排出枠という用語が使われているが、これは、キャップ・アンド・トレードを前提としているためであり、本稿では「排出枠」という語を用いる。他方、日本の会計基準に関する議論においては、実務対応報告第 15 号の用語法に従って、「排出クレジット」という語を用いるが、排出量の上限が定められる場合には、EU における「排出枠」あるいは「排出割当量」と実務対応報告第 15 号にいう「排出クレジット」とはほぼ同義であると考えられる。
- 2) 本稿において参照した、EU 諸国（拡大前のものに限っている）における排出枠に関する会計基準またはその草案等は以下のとおりである。
オーストリア（ディスカッション・ペーパー）
AFRAC, Bilanzierung von CO₂-Emissionszertifikaten

gemäß österreichischem HGB

ベルギー

Avis CNC 179-01 - Traitement comptable des quotas d'émission de gaz à effet de serre

フランス

Conseil National de la Comptabilité, avis n° 2004-C du 23 mars 2004 du Comité d'urgence relatif à la comptabilisation des quotas d'émission de gaz à effet de serre dans les comptes individuels et consolidés

ドイツ

IDW Stellungnahme zur Rechnungslegung: Bilanzierung von Emissionsberechtigungen nach HGB (IDW RS HFA 15)

オランダ（草案）

Raad voor de Jaarverslaggeving, RJ-Uiting 2006-1: ontwerp-Interpretatie 'Verwerking van om niet verkregen en gekochte emissierechten'

ポルトガル

Comissão de Normalização Contabilística, Interpretação técnica n° 4, direitos de emissão de gases com efeito de estufa, - Contabilização das licenças de emissão

スペイン

Resolución de 8 de febrero de 2006 del Instituto de Contabilidad y Auditoría de Cuentas, por la que se aprueban normas para el registro, valoración e información de los derechos de emisión de gases de efecto invernadero

イギリス（草案）

Draft UITF abstract, Emission rights (19 May 2003)（最終的なアブストラクトの公表は見送られた。Urgent Issues Task Force, Information Sheet, No.71, 3 December 2004）

- 3) もっとも、純額方式（Méthode nette）も認められている。
- 4) もっとも、無形資産であるとされている（会計基準 Tz. (4)）。
- 5) 会計基準 Tz. (5) und (6) .
- 6) オランダ（草案）の variant 1 及びイギリス（草案）の設例参照。
- 7) オランダ（草案）の再評価モデル (3.1) 及びイギリス（草案）（パラグラフ 6）では公正価値で測定することとされているが、市場における取得の場合には多くの場合、公正価値と取得原価とはほぼ一致するものと考えられる。
- 8) オーストリア（商法典 207 条 1 項）及びドイツ（商法典 253 条 3 項）においては棚卸資産について低価法が定められているし、フランス（Avis n° 2002-07 relatif à l'amortissement et à la dépréciation des actifs）やベルギー（articles 64 et 65, Arrêté royal du 30 janvier. 2001 portant exécution du Code des sociétés）においても一般的な減損会計が適用される。
- 9) FASB (2007a) も参照。
- 10) なお、Deloitte (2007 : 4 - 5) では、アメリカにおける会計処理について説明がなされており、排出枠は無形資産で

あり、財務会計基準第153号「非貨幣性資産の交換」の20 (b) が定める棚卸資産の例外は適用されず (FASB (2007a) も参照)、「商業上の実質」の規準に従って適切な会計処理をしなければならず、公正価値を付することが要求される場合もあり、減損認識の対象となり、また生産高比例法などによる償却が必要であるとの財務会計基準審議会のあるスタッフの見解があると紹介されている。これに対して、証券取引委員会のあるスタッフは排出枠を棚卸資産として会計処理できる場合があり、棚卸資産として処理すべき場合には、公正価値ヘッジによりヘッジ対象とされているときを除き、時価評価は許されない (低価法による) ことになるという見解を示していたとも紹介されている。

そして、2007年2月21日の財務会計基準審議会の会合では、6月末の会合において、ARB第43号についてのFASB Staff Positionに排出枠取引に関する会計処理についてのガイダンスを含めるか否かを決定する予定とされたが、6月27日の会合の議題とはされなかったし (FASB (2007b))、10月末までの段階では議題とされていない。

- 11) 排出クレジット (排出枠) の法的性格については、別稿で検討を加える予定であるが、たとえば、大塚 (2007) 参照。
- 12) また、金融庁総務企画局「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について (財務諸表等規則ガイドライン) の27は、「規則第27条に規定するこれらに準ずる資産とは、水利権、版權、著作権、映画会社の原画権等をいう。」と定めている。
- 13) たとえば、村山 (1989: 184) 参照。
- 14) 「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」III 3及び四、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」六など参照。
- 15) そもそも、事業投資と金融投資という二分法に問題があるのかもしれない。
- 16) もっとも、企業のCSRの一環として取得する場合などには、どのようなプロジェクトから得られた排出クレジットであるかが重要になろう。
- 17) European Climate Exchange (<http://www.europeanclimateexchange.com>)、Pownext (<http://www.pownext.fr>)、Nood Pool (<http://www.noodpool.no>)、EEX (<http://www.eex.de>) など。
- 18) 金融商品取引業等に関する内閣府令71条16号及び17号参照。算定割当量 (地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号) 第2条第6項に規定する算定割当量その他これに類似するもの) という用語が用いられている。
- 19) 「日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 金融商品会計に関する実務指針」6項、16項、17項及び138項も参照。
- 20) 「企業が金融投資としての取引を行う場合には」という限定を付しているが、第三者に転売する目的で排出クレジットを取得する場合であって、その転売のために特段の販売努力を要しない場合には、製造設備などに対する投資とは全く異なり、事業投資の性質を有すると解することはきわめて不自然であるように思われる。
- 21) たとえば、企業会計審議会「企業会計原則と関係諸法令と

の調整に関する連続意見書第四 棚卸資産の評価について」では、棚卸資産とは通常の営業過程において販売するために保有する財貨または用役、販売を目的として現に製造中の財貨または用役、販売目的の財貨または用役を生産するために短期間に消費されるべき財貨及び販売活動および一般管理活動において短期間に消費されるべき財貨であるとされていた。また、「企業会計基準第9号 棚卸資産の評価に関する会計基準」の第3項によれば、棚卸資産は、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等の資産であり、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、売却を予定する資産のほか、売却を予定しない資産であっても、販売活動及び一般管理活動において短期間に消費される事務用消耗品等も含まれる」とされている。したがって、大部分の企業にとっては、排出クレジットは棚卸資産の性質を有しないのではないかと考えられる。

- 22) もっとも、環境保護のために熱心な企業であることをアピールするという観点からなした、排出クレジット取得のための支出が広告宣伝費にあたることはありえよう。しかし、これは、当該排出クレジットを処分することができない場合に妥当するものである。
- 23) 企業会計基準委員会「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」(2006年12月) 第4章第45項参照。
- 24) 企業会計審議会「研究開発費等に係る会計基準」(1998年3月13日) 三参照。
- 25) 企業会計基準公開草案第19号「金融商品に関する会計基準 (案)」(2007年7月20日) は、「市場価格のない有価証券」に代えて「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」という概念を導入しており、市場価格がなくとも、時価評価することに有用性が認められる場合があることを前提としていると解される (81-2項参照)。
- 26) フランスの会計基準の2. 参照。
- 27) 企業会計基準委員会「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」第3章第5項。

<参考文献>

- Accounting Regulatory Committee (ARC), 2005. Summary record, Meeting of the Accounting Regulatory Committee and Contact Committee of 8 July 2005
<http://ec.europa.eu/internal_market/accounting/docs/arc/2005-07-08-summary-record-rev_en.pdf>.
- Deloitte, 2007. Accounting for Emission Rights
<http://www.deloitte.com/dtt/cda/doc/content/us_er_Accounting%20ForEmission%20Rights_0220_2007.pdf>.
- European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG), 2005. Adoption of IFRIC 3 Emission Rights
<http://ec.europa.eu/internal_market/accounting/docs/ias/efrag/efrag-2005-05-endorsement-letter_en.pdf>.
- Financial Accounting Standards Board (FASB), 2007a. Project Updates, Emission Allowances, History and

- Background
<http://72.3.243.42/project/emission_allowances.shtml>.
- Financial Accounting Standards Board (FASB), 2007b.
Action Alert No. 07-25
<<http://72.3.243.42/action/aa062107.shtml>>.
- International Accounting Standards Board (IASB), 2005a.
IASB withdraws IFRIC Interpretation on Emission Rights
(July 2005)
<<http://www.iasplus.com/pressrel/0507withdrawifric3.pdf>>.
- International Accounting Standards Board (IASB), 2005b.
Information for Observers (September 2005)
<<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/60DC6B72-3E84-4058-B615-A3AC3688BB2D/0/AgendaProposalEmissionsTradingAgendaPaper8.pdf>>.
- 大塚直, 2007. 「論点講座 環境法の新展開 (15) 地球温暖化対策としての排出枠取引制度」『法学教室』320号, 88-99.
- 村山徳五郎 (監修), 1989. 『制度会計・法会計の実務』, 中央経済社.